

平成 26 年（行ウ）第 239 号, 第 272 号 行政文書不開示処分取消請求事件

原告 A, B

被告 西東京市（処分庁 西東京市選挙管理委員会）

## 第 1 準備書面

平成 26 年 9 月 18 日

東京地方裁判所民事部 御中

原 告 A  
B

### 第1 答弁書「第 1 請求の趣旨の整理」について

- 1 記の 2 について、「原告 B に対してした決定のうち、一部を却下する」旨の記載があるが、原告 B（以下、原告 B）に対してと限定した場合には、その全てが却下となったものであり、その全てを取り消せとの趣旨である。その余の事項については、認める。

### 第2 答弁書「第 2 本案前の主張 第 2 項 被告の主張」に対する認否

- 1 (1)については、認める。
- 2 (2)について、原告らに対して①から③までの処分または裁決がなされていること及び併合の事実については認める。その余は争う。
- 3 (3)について、原告 B が本件にかかる公文書開示請求を行っていないことは認める。しかしその法的解釈は争う。

### 第3 答弁書「第 5 被告の主張」に対する認否

- 1 第 1 項について  
原告らの主張の概要が(1)から(3)であることは認める。主張の理由については争う。
- 2 第 2 項について

- (1) について、アイについては、認める。ウエについては、争う。
- (2) について、アについては、認める。イについて、(ア)は認める。(イ)(ウ)(エ)については争う。なお書きについて、争う。
- (3) について、アについては、認める。イについては、争う。
- (4) について、争う。

3 第3項について

原告Bが本件不開示処分の名宛人でないことは認める。その余の事項につき、争う。

4 第4項について

争う。

#### 第4 原告の主張

1 原告Bが投票の事実について

原告Bが平成25年7月21日執行の参議院議員選挙東京選出選挙において投票を行った事実を改めて主張する。当該事実につき、第一回口頭弁論期日に陳述書(甲第12号証)を提出した。陳述書の第1項に投票について詳しい記載がなされており、実際に投票したものでなければ書くことのできない陳述であることが認められる。

また、選挙人は投票用紙を受け取る際に、予め郵送された引換の用紙を提出しており、その記録は被告に於いて確認が可能なはずである。したがって、原告Bが陳述の通り、投票を行っていることは検証可能な事実である。

2 原告Bの開票立会について

陳述書(甲第12号証)に記載されている通り、原告Bは開票立会につき、不正選挙に対する疑いを持っていたこと、及び、犬丸勝子候補に対する投票の束に対し、捺印を強要されたことについての記載があり、こちらも真摯な陳述であることが認められる。

3 原告A(以下、原告A)の開票立会について

原告Aが開票立会人を行った際に、「山口あずさと原発ゼロにする会」のブログにその仔細を公表しており、説明会において撮影を禁止された事実(甲第13号証)、および、実際の立会の様子(甲第14号証)について、第一回口頭弁論期日に提出済である。原告Aは、開票立会の公正さを担保するため、撮影の許可を求めたものであるが、法律の根拠がないにも関わらず、禁止ということであった。また、説明会の様子の写真撮影についても、小林市議等の出席者により、撮影されたくないとのことで、不許可となった。開票立会人として開票に臨むにあたり、公職に就任している市議が顔写真等の撮影を拒否したのがいかなる理由に基づくのか、不明である。現職市議による開票立会人就任が、プライベートな行為であると考えられることもできず、正々堂々と写真撮影に応じることのできない理由があるとすれば問題であろう。

なお、本準備書面に新たに添付した甲第18号証のとおり、平成14年8月31日

執行の香川知事選において、高松市ではカメラ監視のもとで開票が行われている。すなわち、選挙の公正さを担保するために、撮影が行われるということは決して無理な要求ではなく、要望がある以上は、誠実に対応すべき事項と考える。被告においても、今後の対応について検討されることをお願いするものである。

また、原告 A はブログにおいて、公文書不開示決定通知書について（甲第 15 号証）、参院選東京選挙区投票用紙不開示決定に対する異議申し立て（甲第 16 号証）についても公開している。

#### 4 不正選挙の疑いがあることについて

不正選挙に関し、6 月 26 日付の読売新聞で、平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙において、故意に白票を増やしたとして選管職員 3 名が逮捕された事実についての報道（甲第 10 号証）がなされており、かつ、平成 24 年 12 月 4 日執行の衆議院議員選挙においても、投票率が過去最低であったにもかかわらず無効票がもっとも多かった事実について日本経済新聞が報道（甲第 11 号証）している。また、原告 A は、田無第四中学校で投票を行っているのであるが、当該衆議院議員選挙のときに同投票所に長蛇の列ができているのを目撃しており、その旨、ブログ（甲第 17 号証）でも公開している。投票に 30 分も並ぶという経験は今までになかったものであり、衆議院議員選挙において、投票率が低かったということについて、疑いを抱いている。

すなわち、平成 24 年 12 月 4 日執行の衆議院選挙について、原告らを含め、疑いを抱いている人たちが世間一般に相当数存在し、平成 25 年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙においては、高松市において実際に不正が行われたことが明らかになっている。

まず不正に対する疑いがあり、かつ、疑いに根拠があることを証拠づける不正の事実が明らかになっているのである。このような背景があつて、原告 B のように、あえて特徴のある投票を行って、後の検証に耐えうるためのヒントを残すという投票行動をしたものが国民のうちに多数存在しているのである。そして、西東京市の開票立会において、原告 B の投票用紙が紛失しているという事実がある。

#### 5 原告 B の不服申立適格および原告適格について

訴状「第 2 請求の原因」第 7 項主張の通り、参加人として十分な理由があることから、不服申し立てにつき適格が認められるべきであつたと考える。

また、本件公文書開示請求は、西東京市在住であれば誰でもできるという性質を有しており、原告 B は平成 26 年 8 月 22 日付けで原告 A が本事案において行ったのと同様の趣旨の公文書開示請求を行い（甲 20 号証）、9 月 2 日付けで公文書不開示決定（以下、不開示決定）を受けている（甲 21 号証）。すなわち、原告 B は本決定について、新たに異議申し立てをする地位、ないし、訴訟提起の地位を有したことになる。訴訟経済を鑑み、原告 B には、本請求についても、原告 A と同様の地位が認められるべきと考える。なお、不開示決定における開示しない理由として記載され

ている文言は、原告 A に対するものと同様であり、原告 A に対し、「西東京市情報公開条例第 4 号に該当」とされた箇所については、誤りであったことから、後に第 6 号に変更されたものである。したがって、原告 B には、本訴訟に於いて原告適格が認められるべきである。仮に原告適格が認められない場合においても、本訴訟において、参加人としての参加をお願いするものである。

## 6 本件不開示処分が適法でないこと

### (1) 西東京市情報公開条例（以下、条例）（乙第 2 号証）7 条 1 号に規定する不開示事由に該当しないこと

#### ア 投票用紙が開示される場合があり得ることについて

投票の秘密が重要な法益であることについて異論はない。しかしながら、投票の秘密の重要性と公文書開示請求による投票用紙の開示を不可とすることは、論理必然であるということとはできない。守られるべき投票の秘密が侵害されない限りにおいて、公正な選挙を担保するために、投票用紙が開示されることはむしろ予定されていなければならない。プラトンのギュゲスの指輪（甲第 22 号証）にもあるように、人は人に見つからないところで悪事を働くものであり、不正にせよ、ミスにせよ検証がされないことが確実である場合には、不正に対する防御ないしミスに対する警戒が働かなくなるのである。

#### イ 公選法 7 1 条について

法の規定からは、情報公開条例に基づく開示を予定しているか否かは読み取ることができない。もっとも情報公開請求については、開示が原則であり、明白に開示しないと規定されていない限りは、情報公開の可能性はあると考えるのが法の趣旨にかなった解釈であろう。

被告は答弁書において、「争訟に必要な場合及び警察または検察当局から職権による要求があった場合」と限定しているが、公文書不開示決定通知書（甲第 2 号証及び甲第 21 号証）には、「裁判等により職権で請求があったとき以外は開示いたしません。」と記載されており、被告の主張が異なっている。公文書不開示決定通知書の文言の意図するところは、公文書開示が投票の秘密を侵害しないという保障が裁判所によって認められれば開示の用意があると読むことができる。したがって、公文書開示請求による投票用紙の開示は、被告にとっても可能性のあることと認識されていると考える。

そもそも、制度設計に鑑み、投票用紙は開示される場合があるからこそ、不正に対する防波堤となりうるのである。もし、仮に単に保管しておくだけということが確実なのであれば、その内容がいかなるものであろうとも、誰もその責任を問われなことになる。したがって、投票用紙は公正に管理され、必要な場合には投票の秘密を侵害しない形で、開示されることが予定されていなければならないのである。

### (2) 条例 7 条 2 号について

本件公文書開示請求において、投票の秘密が侵害されるという要素がないことから、投票の秘密を理由とした被告の主張はなりたたないとする。筆跡等により記載された者の特定がなされるというのは、捜査機関が投票用紙を差し押さえる場合などの筆跡鑑定の可能性がある場合については理由が認められるが、本訴訟においては、単に、情報を開示せよとの申立てを行っており、そもそも投票用紙をどこか外部に持ち出すことを予定しているものではなく、被告が管理する建物内において、被告側担当者が同伴の上、単に「犬丸勝子」と記載された用紙が、犬丸勝子としてまとめられた束（221票）以外に含まれていないかを確認することを求めているのである。犯罪捜査の場合には、筆跡鑑定以外に指紋鑑定等の可能性も出てくると考えられるが、被告がその旨の主張をしていないことから明らかなように、要するに捜査のプロによる投票用紙に対する何らかの探索を予定した開示請求ではないのである。そして、筆跡鑑定が簡単に行えるものでもないことは、最判平成17年3月16日（甲第19号証）でも明らかである。

原告Bの投票の秘密については、もはや秘密と言える要素がなく、仮に原告Bの投票以外の犬丸勝子候補に対する票が発見できたとしても、その投票がいったい誰によって行われたかを知るすべもなく、またその必要もない。ありうべき効果としては、犬丸勝子候補の得票が221票から222票ないし223票になるということだけであり、他の被選挙人の票の束から発見されることになる想定されるため、当該被選挙人の得票数が1ないし2減少することになるだけのことである。選挙の結果にはなんら影響しない。もし仮に1ないし2以上の異常な票数が発見された場合には、別途問題が発生することとなることが予想されるが、その点に関しては、本請求の範囲を超えるため、ここでは問題としない。

なお、7条2号のただしがきについて、除外事由として、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が掲げられている。原告Bについて、投じた一票を一票と数えられることの権利は、憲法の前文、すなわち「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」にかかる重要な権利であり、この権利は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するための根幹となる権利であると言えることができる。選挙人が、正当に選挙するためには、自らが投じた一票を一票と数えられる権利が認められなければならない。その一票によって、当選者の動向に影響するしないは考慮されるべきではないことも申し添えておく。仮に、選挙人の投じた一票が公正にカウントされないことを許容すれば、民主主義の根幹が脅かされることになり、われわれ国民の主権者としての地位が脅かされることになる。選挙制度が公正に保たれなければならないことの要求の重要性は、例えば、資本主義経済の根幹をなす貨幣について、もし、その信用性に疑いが生じれば、貨幣経済そのものが崩壊し、われわれの生活がなりたたなくなるのと同様である。

(3) 条例第7条6号に該当しないこと

すでに述べたように、専門家による筆跡鑑定を予定しているものでない以上、記載したものが筆跡により特定されることはありえない。仮に公文書開示がなされた際に、筆跡鑑定の専門家が臨席することがあり得るとしたところで、投票用紙に記載された文字の分量のみから、いずれの西東京市民の筆であるかを判別することは到底不可能であり、被告の主張は妄想であるとする他はない。仮に、じぶんの文字を見られただけで選挙人が判別され、それにより投票に対する萎縮効果がもたらされるのであれば、開票の段階で、すでに萎縮しているはずであり、開票終了後の公文書開示を待つまでもないであろう。そして、仮に、投票率の低さがこのような事由に基づくものなのであれば、投票制度そのものの見直しが必要となろう。

## 7 選挙制度の公正について

本請求において、問題となるのは投票の結果ではなく、選挙制度の公正であり、第4項で述べたとおり、今現在、日本国内において広く不正が疑われている選挙制度についての疑いを晴らすことを主目的としている。選挙制度の公正を保つためには、選挙民が選挙制度を盲信して疑わないことを要求するのではなく、疑いが生じたときに正々堂々と疑いを晴らすことが必要なのである。被告提出の乙5号証において、不正ないし不正の疑いが生じないため、縷々工夫がなされていることについては認めるものであるが、ルールがあることがすなわちルール違反が起こらないということにはなりえないのであり、また、人間の行うことである以上、ミスは発生するものと考えerるほうが自然である。被告は、「第4 「第3 関連事実」に対する認否」第2項(3)」において、他の候補者の票の混入という事態は生じ得ないと断言しているが、本件において、原告Bの投票用紙が失われ、投じた1票が1票と数えられないという事態が発生しているのである。開票において、ミスが発生したのであれば、被告に対し、どのような形でミスが発生したのかの確認を要求することは、選挙人としての権利である。また、開票立会人が、ミスの存在を認識しながら、何ら行動を起こさないとすれば、開票立会人として職務怠慢のそしりを免れないであろう。加えて、被告は、「第4 「第3 関連事実」に対する認否」第18項」において、「不正選挙」について、そのような事態は容易には想定し得ないと主張している。「不正選挙」が容易には想定できず、かつ、その疑いが生じたとしても容易にその証拠を得ることが困難であるからこそ、犬丸勝子候補のみならずその他、選挙に疑いを抱く者たちが、あえて特徴のある投票を行うことを呼び掛けたものであり、それにこたえて多くの市民が投票所備え付けのえんぴつではなく、ボールペンやマーカー等を用いて投票を行ったものである（甲第23号証）。なお、甲第23号証の1ページ目の写真は、2ページ冒頭の写真のみを拡大したものである。ここに西東京市で投票したという無効票が公開されている。このブログの記述について、原告らは、ともに開票立会時に知らなかったため、あえて当該無効票を確認しようという意識を持たずにいたものであるが、開票立会の最後に確認した無効票の中に、「こしみずただし」とピンク色で記載された票について、原告らはいずれも確認し

ておらず、そのような票はなかったと思われるのである。本訴訟において、被告に対し、この票の探索を求めるものではないが、不正選挙の疑いを多くの市民が持ち、その疑いを裏付けるための工夫がなされていることの実事として証拠を提出するものである。

#### 8 公職選挙法 227 条について

被告は答弁書「第3 本案の主張 2項(6)イ」において、原告Bが自らの被選挙人を明らかにしたことについて、投票の秘密侵害罪に該当するおそれがあるという。同法同条は、「立会人が選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したとき」の罰則を定めているのであるが、秘密を侵害してはじめて成立するのであって、自らの被選挙人を明らかにする言動ないし訴状への記載をもって、秘密を侵害するという指摘は、主張自体失当である。自らの秘密を自らの自由意思で述べることは、秘密の侵害ではないことは自明である。秘密を暴露されたことにより想定されるべき被害者がそもそも存在しないのであり、何を法益とするのか意味不明である。むしろ、このような主張はいたずらに表現の自由（憲法 21 条 1 項）を制限するものであり、単なる疑念の表明であれ、撤回されるべきと考える。

#### 9 開票立会人の責務について

被告提出の乙6号証「逐条解説公職選挙法」(p.559 後ろから1.2)において、開票立会人の責務が記載されているが、「一 開票立会人は、候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することをその任務とする。」とされ、被告が主張する開票管理者の補助、すなわち迅速な開票作業への協力については、開票に関する事務の公正な執行を監視することに劣後すると考えられる。また、被告提出の乙7号証「広島高裁平成25年2月28日判決」は、開票立会人であった当該原告が、一人で、総投票数5万2969票をすべて確認しようとした事案であり、本件と比較することはできない。原告Bは犬丸勝子候補に対するわずか221票を2回確認したのみであり、1票の確認に1秒もかからないことを考えると、ほんの数分のできごとであった。他の開票立会人ないし選挙管理委員会担当職員についても、この程度の遅延は受忍の範囲内であることは明白であり、かかる開票立会人の候補者の利益代表としての正当な権利行使についても、クレームが発せられたことを付言しておく。被告職員は、原告Bに対し、束になった票それぞれの内容を逐一確認すると時間がかかるので、そのようなことをしないようにと発言しており、早くしてほしいと発言したのと同義である。

また、仮に、すべての票を確認しなおすとしても、候補者ごとにすべての票の振り分けのみを再度分類機にかけて行うことがどれほどの手間であり、かつ、他の開票立会人の受忍の限度を超えていたかは疑問である。票が紛失されている以上、どこかの束に紛れ込んでいると考えることは自然である。仮に、完全に紛失されたのだとすれば、原告Bが実際に投票を行った西東京市富士町市民集会所（甲第12号

証) から開票作業の行われた西東京スポーツセンターに運搬される際に紛失したと考えることができる。しかしながら、被告提出の答弁書ないし乙各号証においても、運搬の態様についての記載は一切なされていない。被告は原告 B が実際に投票したか否かについて争うばかりであり、何を持って、紛失の可能性が一切なかったと主張するのか、不明である。また、投票所から開票所までの運搬について、何らかの規則が存在しないのかも、疑問である。

加えて、原告 B が自ら投じた票がないと疑問を呈した段階で、選挙管理委員会として、何らかの話し合いが行われてしかるべきであったと考えるが、行われていない。当選の結果には影響しないことから、そのまま開票作業がすすめられるにしても、被告は、原告 B に対し、後日、なんらかの対応が行われることを約すこともできたはずである。票の数えなおしが煩雑であることは明らかであるが、一票の権利について、一抹の疑惑を残したままで、いかなる考慮もなされず、開票作業が進められたことは遺憾である。被告においては、新たな制度設計が必要なのではないかと思慮するところである。

#### 10 被告の遵法意識について

開票立会人が候補者の利益代表として開票に立ち会うという性質から、候補者の指定した開票立会人について、選挙管理委員会としてクレームをつけるというような対応はあってはならないことと考えるが、平成 26 年 2 月 9 日執行の東京都知事選において、原告 B が宇都宮けんじ候補の開票立会人として指名されたところ、被告は、宇都宮けんじ候補の選挙事務所に対し、開票立会人の変更を強く申し入れたという事実がある。開票立会人は変更されることなく原告 B が立会ったものであるが、そのような交渉が行われること自体、被告の遵法意識には問題があると思慮するところである。なお、原告 A は宇都宮けんじ候補の選対事務所と西東京市の窓口となった森てるお元市議双方から、当該都知事選挙において、開票立会人についての相談を受けていたことを付言しておく。加えて、都知事選における開票立会については午前零時前に終了していたにもかかわらず、被告による話し合いがあえて零時過ぎまで行われ、零時を過ぎた扱いとして、2 日分の日当が支払われたとのことである。2 日分の日当を用意したためというのがその理由だったとのことであるが、開票立会人からは、日当はいいから早く帰宅したいという声があがっており、原告 B も同意見であった。いずれにせよ、西東京市市民の税金で賄われる選挙開票作業について、被告によるこのような裁量が許されるのかは、はなはだ疑問である。

逮捕者を出すことになった高松市の選挙管理委員会に於いても、自らの裁量によりつじつま合わせを行うことを可とする風潮があったと考えられる。選挙の開票について、原則として検証が行われないという習慣が仮にあるのだとすれば、そのような習慣による気のゆるみないし甘えが生じていると考えられ、投票用紙の開示というかたちで検証がなされ得ることが、今後の開票作業の公正さ、また、開票事故の発生防止に資すると思える。



## 1 1 両市議に対する名誉棄損について

被告は、答弁書「第4 「第3 関連事実の認否」9項」において、両市議についての名誉棄損罪の成立の可能性を指摘している。「口汚く野次を飛ばした」は、評価の問題であるが、多数参加していた市議（甲14号証）には、開票における公正さの確保さについて何ら意見表明したものはおらず、両市議については、原告Bに対して、選挙管理委員会職員と共同して、捺印を強要すべく発言したものであり、本件との関連性は明白である。また、両市議は公務員であることから、刑法230条の2第3項により、「事実の真実を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない」とされている。いずれにせよ、親告罪である名誉棄損について、両市議が訴える可能性があるとして被告が認識されているとすれば、驚きを禁じ得ない。

## 1 2 一票が一票として数えられる権利

原告Bは確かに犬丸勝子候補に一票を投じており、この一票は確かに計測されなければならないものである。犬丸勝子候補の得票は、少なくとも222票でなければならない。被告には、選挙人に対し、その一票がどうして計測されなかったのかを検証し報告する義務がある。そして、少なくとも、このようなミスが二度と起こらないことを徹底するべきである。また、仮に完全に紛失したということであれば、紛失が起こりうる可能性について、被告は、徹底的に検証しなければならないのである。わたしたちは一有権者として、確かに投票した一票を一票と数えられる権利を有する。投票した一票を一票として数えられる権利は、憲法15条によって保障されている。すなわち、第1項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」とし、第3項は「公務員の選挙については、成年者による普通選挙保障する。」としている。原告Bは、日本国民でありかつ成年者であることから、普通選挙権を有し、それは原告B固有の権利である。この権利を侵害することはすなわち人権の侵害であり、許されることではない。憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と謳っている。原告Bが個人として尊重され、その投じた一票が一票として計測されることは、幸福追求の権利として最大限尊重されなければならない。たとえ、選挙の結果に影響がないとしても、この一票は確実に計測される権利を有する。

被告においても、投票の秘密が侵害される恐れがない本件のような場合に、選挙の公正を担保するために行われる投票用紙の開示によって、特段の不利益が発生すると考えることはできない。もちろん、投票用紙の開示については一定の手間がかかることは否めないが、民主主義の実現のために費やされるべき手間を惜しむことは許されないのであり、手間がかかることを理由に、投票用紙の開示をためらうことはあってはならないのである。

もし仮に、原告Bの投票用紙以外の投票用紙を確認することが、投票の秘密の侵害となる恐れがあるというのであれば、犬丸勝子候補の得票、221票の他に、犬丸

勝子の票が紛れていないか警察官ないし信頼のおける第三者立会いの下で被告において探索することを求める。そして、犬丸勝子候補に対する票が見つければ、その開示、及び、その票の発見がいかなる形で発見されたかにつき説明を求め、かつ、犬丸勝子候補に対し、正当な投票数が記録されることを求める。

裁判所に英断をお願いする次第である。

以上

#### 証拠方法

下記、記載のとおり。

別紙証拠説明書 (提出済)

別紙証拠説明書 2 (提出済)

別紙証拠説明書 3 (今回提出)

#### 付属書類

第一準備書面 副本 1 通

別紙証拠説明書 3 正本・複本 各 1 通

甲第 18 号証から 23 号証 写し 各 2 通